



平成 19 年 1 月 22 日

稲美町長 古谷 博 様

稲美町特別職報酬等審議会

会 長 松 本 光 雄

会長代理 大 西 壯 司

委 員 大 西 幸 夫

松 尾 弘 美

橋 本 眞由美

畠 房 生

西 村 徹

特別職の報酬等の額について（答申）

平成 19 年 1 月 22 日付稲総人第 320 号で諮問のあったみだしのことについて、審議の結果、下記のとおり答申します。

#### 記

当審議会は、厳しい財政運営を迫られる状況下での特別職の報酬等のあり方について審議するため、5 年連続の開催となった。

昨年度は審議の結果、期限を限り町長、助役及び教育長(以下「常勤の特別職」という)の給料月額引き下げ、並びに議員報酬の引き下げなどの答申を行った。この答申を踏まえ、貴職においては平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日まで常勤の特別職の給料月額の引き下げ措置を実施されたところである。

また、議会においては、委員費用弁償の廃止、議員定数等検討特別委員会及び議会活性化特別委員会を設置するなど議会改革に取り組まれているところである。

本年度は上記の常勤の特別職の給料月額引き下げ措置の期間満了を控え、あらためて現在の社会経済情勢等を考慮し、来年度の特別職の報酬等のあり方について審議を行った。

#### 現在のわが国の経済情勢

1. 景気は緩やかに回復がみられる
2. 雇用情勢には改善に広がりが見られる
3. 消費者物価指数は東播磨地域では対前年比で 0.2 ポイント上昇しており、兵庫県及び全国でもデフレ脱却が視野に入っている

経済情勢に明るい兆しが見えつつあるとはいえ、物価が持続的に下落するデフレの結果、サラリーマンの賃金の合計額は減少傾向にある。

#### 平成 18 年度の人事院勧告

大幅な公務員制度改革が実施され一般職員については、給料表の見直しにより、平均 4.8% 給料月額が減額されたため官民給与格差は極めて小さく、適切な俸給表の改定が困難であるこ

とや諸手当についても民間の支給状況と概ね均衡していることを勘案して月例給の水準改定は見送られた。

#### 本町の財政状況

平成 17 年度決算においては、町税収入では、個人町民税・法人税が増えるなど、景気回復の明るい兆しが見えたものの、固定資産税が減少したため、総額では約 2.9%の増加にとどまっている。平成 18 年度においては、財政調整基金を 5 億 8 千万円取り崩し、さらに歳入面においては三位一体改革の影響を受けて 9 月補正において交付税を 1 億 5 千万円減額するなどさらに厳しくなっている。平成 19 年度においては税源移譲により町税収入の増加が見込まれるものの地方交付税等の一般財源が減少することに加えてこれまで先送りされてきたごみ処理施設に対する経費が必要となる。

以上の状況を念頭に置き、近隣市町の人口規模、財政状況、特別職の報酬額及び一般職の給与状況を比較検討するとともに、本町における特別職の報酬額等の改正経緯を考慮し、諮問事項について慎重に審議した結果、以下のとおり結論を得た。

常勤の特別職の条例上の給料月額、一般職員の給料表が制度改正により 4.8%減額されたとはいえ、平成 18 年 3 月 31 日の現給は保障されていることを考慮し、19 年度についても据え置くこととする。

しかしながら現在の厳しい社会経済情勢において今後予想される困難な状況に立ち向かい、行財政改革に取り組む姿勢を明確にするため、給料月額の引き下げ措置は、来年度も引き続き実施することが望ましい。

なお、引き下げ措置については 1 年間とし、引き下げ額については、町の財政状況及び景気基調及び消費者物価指数の動向、並びに近隣市町における状況を考慮し、下記のとおり措置することが適当である。

議員報酬等については、厳しい町の財政状況を鑑み、昨年度当審議会が議会議員 4 人分の年額報酬等に当たる 2,000 万円程度の削減を答申したところである。その結果議員自らによる委員費用弁償の廃止及び議員定数等検討特別委員会や議会活性化特別委員会を設置するなど議会改革に取り組み、昨年 12 月議会において定数を 18 人から 16 人に削減されたことは評価できるものである。町議会議員各位におかれては今後も厳しい社会経済情勢に立ち向かい、住民全体の代表者として町政を牽引する立場にあるとの自覚を持ち、昨年度に答申した削減額に近づくようさらなる議会改革を切に要望する。

最後に、常勤の特別職及び議員各位におかれては、その報酬等が町民の貴重な納税により賄われているという事実を再度認識され、町民の負託に応え、これまで以上に当町の一層の発展と住民福祉の向上に尽力されることを心より願う。

また、この答申を町のホームページに掲載するなどにより、広く住民に特別職の報酬等の改定経緯を知っていただき、常に住民の視点に立った行政の執行を切に求めるものである。

	条例上の給料月額	引き下げ率	引き下げ後の給料月額
町 長	890,000 円	15%	756,500 円
助 役	730,000 円	10%	657,000 円
教育長	690,000 円	8%	634,800 円

それぞれ、平成 19 年 4 月 1 日から 1 年間適用することが適当である。